

地区においても、「細田プロジェクト」による地域資源の再発見の取組がなされている。

こうした各地区の取組だけではなく、地域全体を包括した活動も平成十四年からはじまっている。「エコミュージアム南那珂」では、いわゆるエコミュージアムの手法により、二市二町のまちづくり団体が共同して、地域資源を活かしたまちづくりの取組を始めた。それまでは各団体が独自に活動していたが、この事業によって、本格的に連携することで、地域としてのまとまりをもった情報を発信することが可能となった。

さらに、平成十八年からは、日南商工会議所が事務局となり「県南観光ネットワーク」事業が開始された。宮崎県南部の二市二町の観光振興を図ることが目的であるが、そのためには、地域の魅力とは何か、地域資源とは何か、そして、それらの資源を活かした着地型観光を推進するための人材育成が目的である。

また、同年にはじまったシーニックバイウェイ（日本風景街道）で認定された「日南海岸きらめきライン」では、道路を軸にした地域資源をネットワーク化するための取組が開始された。平成十九年度には、油津の通り名社会実験を行い、古写真や古地図を使って、地域住民の生活体験を語りあう場を設けることで、多くの住民参加を実現した。平成二十年度は飼肥において、まちナビゲーションのモデル事業を行っている。

このように、近年、日南市においても、歴史資源や地域資源、伝統文化を素材としたまちづくり活動がますます活発化してきている。

全国的に見ても、まちづくりには「町歩き（タウントレイル）」、「まちじゅう博物館」、「地元学」、「エコミュージアム」、「地域密着型（着地型）観光」、「グリーンツーリズム」、「ご当地検定」etc. など、活動内容は異なるが、地域独自の資源を自ら評価して活用するという点では見事に一致している。

全国で草の根のように湧きあがってきたこれらの動きが、国の施策を動かして、というよりも、この動きを活かさずには疲弊した地域の再生はない、という国レベルでの判断が、文化庁の歴史文化基本構想や、国土交通省の歴史まちづくり法の成立に繋がった、と見る方が正しいと思う。その経過は、別表一の国や関係機関の各種調査や施策の変遷を見ていただければ一目瞭然であろう。

それでは、地域の歴史や文化を物語るモノ、すなわち地域資源や文化遺産、あるいは文化財とよばれるモノを活かしたまちづくりは今後、どのように展開していくのであろうか。

日南市では、先に述べたように、平成二十年度から文化庁の委託事業として、歴史文化基本構想の策定と、その活用計画の策定に取り組んでいる。この中では、これまでの地域資源や文化遺産を活かしたまちづくりの総括とともに、日南市の歴史像を明らかにすることが求められている。その上で、今後、日南市が目指すべきまちづくりの方向性を指し示す必要がある。

これまでの日南市のまちづくりに学ぶべき最も重要なことは、すでに述べた油津のまちづくりに代表されるように、地区住民が執筆者となつて『油津―海と光と風と―』を出版したことで、多くの人が、地域の個性、すなわち地域の歴史や文化を物語るモノを共有の財産として認識し、それを誇りとするようになったことである。すなわち、地域の個性、価値を共有する人が生まれたことにより、その人たちが、そうした資源をまちづくりに活かそうとして、まちづくり団体とか、各種協議会、さらにはまちづくり関連イベントの参加者、共感者として新たなコミュニティを形成する。結果として、それまでの地縁や仕事を基盤とするコミュニティとは異なつた、人と人との交流が生まれ、そのことがまた、新たな価値を生み出す可能性を内包し始めた。油津以外のまちづくりについても、基本的には、同じことが言える。

歴史文化基本構想では、そうした地域住民の視点で、自分たちの

地域の歴史や文化を物語るモノ、すなわち地域資源や文化遺産、あるいは文化財とよばれるモノを総合的に把握する仕組みと、それを地域の誇りとしてまちづくりに活かすための方法を明記していかうと思う。ヨーロッパでは、一九七〇年代からそうした取組を「エコミュージアム（エコミュージエ）」としてシステム化してきた。今回の歴史文化基本構想の策定では、まさに、日南版の「エコミュージアム」のシステムを提示するとともに、地域における新たなコミュニティの再生と、地域経済の循環（活性化とはあえて言わない）を促進するマスタープランとする必要がある。

本論の内容は、冒頭に述べたように、平成十九年度の宮崎県文化講座の発表とは大きく異なってしまった。しかしながら、地域の歴史像の再構築を目指す、という一点では目的を同じくした文章である。すでに発表した内容も含まれているが、日南市の歴史を活かしたまちづくりが、宮崎県各市町村のまちづくり団体や行政関係者にも知っていただければ幸いである。

【参考文献】

- ① まちづくり法の概要（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）パンフレット
- ② 「個性豊かな地域社会の実現へ―既存の法律の限界を歴史まちづくり法で補完―」「地域づくり―特集 歴史的景観のまちづくり―平成二十年十一月号 二〇〇八・十一 財団法人地域活性化センター
- ③ 脇坂隆一「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」について」「新都市―特集 歴史・文化を活かしたまちづくり―第六十二巻第十二号 二〇〇・十二 財団法人都市計画協会
- ④ 「歴史まちづくり法」北九州ブロック説明会資料「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」平成二十年十一月

- ⑤ 十八日 国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課
「今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか。（答申）」平成二十年二月十九日 社会資本整備審議会
- ⑥ 「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」平成十九年十月三十日
- ⑦ 「特集 文化財の総合的把握」『文化庁月報No四八〇』平成二十年九月号 文化庁
- ⑧ 「特集 文化財の総合的な保存・活用とまちづくり」『月刊文化財No五四四』平成二十一年一月号 文化庁文化財部
- ⑨ 「太宰府市文化財保存活用計画 文化遺産からはじまるまちづくり」平成十七年 太宰府市
- ⑩ 「太宰府市文化財保存活用計画 太宰府関連史跡に関する保存活用方針」平成十七年 太宰府市
- ⑪ 「特集 「地域遺産」とまちづくり」『季刊まちづくり十五』二〇〇七・六 （株）学芸出版社
- ⑫ 「特集 観光まちづくりの可能性」『季刊まちづくり十九』二〇〇八・六 （株）学芸出版社

日南市の歴史的資源を活かしたまちづくり

【飢肥】

1. 文化財保存都市宣言（昭和49年）
2. 飢肥城復元事業（昭和49年～昭和54年）と関連事業
市民の寄附—市民ファンドによる文化財保存とまちづくり
→飢肥のまちづくりの方向性を決定。
 - ①旧藩校振徳堂の修理
安井息軒・小倉処平・小村寿太郎一誠の精神
 - ②大手門の復元
飢肥城の顔—歴史的景観の象徴
 - ③飢肥城歴史資料館の建設
個人所蔵の歴史資料を寄託して展示
 - ④松尾の丸の建設
伝統工法による御殿建設
聚楽第の湯殿を再現
 - ⑤北門・城内堀の復元
 - ⑥水郷飢肥の復活
 - ⑦豫章館の公開
 - ⑧商家資料館の移築
 - ⑨旧伊東伝左衛門家の修理
 - ⑩交通標識の撤去、縮小化
 - ⑪国際交流センター小村記念館建設
 - ⑫城下町からの景観保存（市道のトンネル工法）
 - ⑬旧山本猪平家の修理
 - ⑭小村寿太郎生家の修理
3. 重要伝統的建造物群保存地区（昭和52年～）
条例により、歴史的景観を保存することになる。
→住民が歴史的景観を守ることを意識
→29年間で、137件の修理、修景を実施
→NHK連続テレビ小説「わかば」放映
4. 本町のまちづくり（昭和51年～58年）
国道拡幅工事に伴う本町研究会の活動
→地区住民の申し合わせによるまちづくり（地区協定のさきがけ）
→建設省や自治省のまちづくり賞を総なめ
→中心市街地活性化の反面教師
5. まちづくり団体
→飢肥楽市楽座
→日南市観光ガイドボランティアの会
→飢肥に灯かりをともし会
→本町商交会
→飢肥で着物を着てさるく会
→祐兵クラブ
→振徳会